

(株)バーレープラス第2工場立地における環境保全について(補足)

平成25年3月 操業開始 (既存施設 第1工場)

操業以降、環境保全計画に基づき排ガス、悪臭、水質、騒音の調査を実施し、大気、悪臭、水質、騒音全てにおいて基準以下で、当事業所に起因する環境への影響は認められない。

平成26年8月 (株)バーレープラスの申入れ

(株)バーレープラス敷地内に第2工場建設し、(株)ニチフ端子工業敦賀工場の施設を移転する申入れがあった。

ただし、敦賀工場で使用している伸管機は、工業地域内で建築制限はないが、学研高山地区の準工業地域においては、建築基準法上の建築制限がかかる建築物に該当する。

(伸管機の出力が4キロワットを越えて5.5キロワット。)

参 考

【建築基準法】

第48条第1項第10号

準工業地域内においては、別表第二(ぬ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。

ただし、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

別表第2 ぬ

準工業地域内で建築してはならない建築物

(27)項 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワットをこえる原動機を使用するもの。

平成27年2月 現地(敦賀工場)測定

伸管機の発生する騒音・振動の確認のため、(株)ニチフ端子工業敦賀工場で実測を行った。結果は、敷地境界で騒音62デシベル、振動33デシベルと規制基準値(騒音65デシベル、振動65デシベル)を下回った。

また、建築基準法の用途地域(準工業地域)の建築制限に関しては、昭和34年に出力の制限が追加され(古い基準のまま)今日に至っていることや対象の伸管機も追加当時から比べれば技術の進歩で低騒音・低振動型のものが汎用されており、生活環境における影響はほとんどないものと考えます。

第2工場の環境対策について

第2工場は、建物の外壁と遮音壁の2重構造により、騒音レベルは推計値に示されるように敷地境界では規制基準を大幅に下回り、現在の実測値とほとんど変わらずに環境への影響も軽微なものと考えております。

今後の予定について

第2工場立地につきましては、建築基準法上の建築制限を受ける建築物を含むことから建築審査会を開く必要がありますが、本委員会では、(株)バーレープラスの環境保全対策を示した環境保全計画が生活環境上の影響が軽微なことを確認いただき、次回以降の委員会において正式に環境保全協定について答申を提出する方向で手続きを進めさせていただきたいと考えます。